

事務連絡

平成 31 年 4 月 2 日

大臣官房各課
内 部 部 局
中央労働委員会 } 担当者 殿

大臣官房総務課

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（周知）

本年 4 月 1 日付けで、新しい元号として「令和（れいわ）」が選定されたことを踏まえ、元号による年表示について、以下のとおり周知しますので、それぞれの事項について、適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴い、元号が改められる場合の元号による年表示については、別紙の方針に沿って取り扱うこととされたので、御了知の上、適切に対応されたいこと。
- 2 1 の方針について、所管の機関、法人等に周知されたいこと。
- 3 2 を行うに当たっては、
 - ・ 厚生労働省においても、厚生労働省が所管する省令及び告示に定める様式等について、必要に応じて一括して今後改正を行い、早期に公布することを予定していること
 - ・ 「上記の省令及び告示の施行に関わらず、改元日以降の年の表示が『平成』とされていたとしても、有効なものとして受け付ける」等、国民が申請を行う場合における窓口における対応等について追って周知することを予定していることについて、併せて周知されたいこと。

【資料】

（別紙）改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（平成 31 年 4 月 1 日新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ）

（参考）改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（平成 31 年 4 月 2 日閣議内閣官房長官発言要旨）